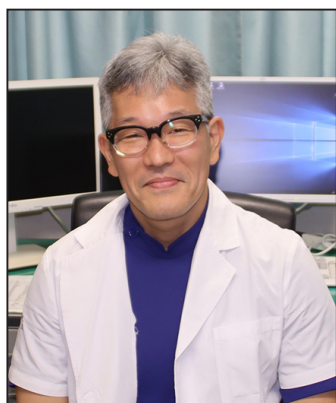


新任医師紹介



城田 利彦 (しろた としひこ)

趣味：読書、食べること

好きな食べ物：いずし、海鮮

11月8日より、門別国民健康保険病院に内科医として勤務しています城田利彦です。

専門科目は循環器科ですが、北海道や九州・福島の病院に勤務し、小児一次救急、小外傷の診療・治療など様々な疾患に対応してきました。

今までの経験を生かし、町民の皆さまに必要とされる医療を提供し、地域医療に貢献できればと思っています。

完全予約制 マイナンバーカード専用 夜間・休日窓口を開設します

仕事や通学などで開庁時間内に来庁できない方のために、マイナンバーカード専用の夜間・休日窓口を開設します。

マイナンバーカードの交付、健康保険証利用申込、公金口座登録サポート、電子証明書の更新、暗証番号再設定など、マイナンバーカードに係る手続きであれば行うことができます。

また、申請に必要な写真を無料で撮影するなどの「申請書作成サポート」を各窓口で実施します。

開設場所	予約先
総合支所地域住民課	総合支所地域住民課 ☎ 01457-6-2001
役場住民生活課	役場住民生活課 ☎ 01456-2-6182
水・くらしサービスセンター	
厚賀出張所	

夜間開設日	予約期限
1月29日(月)	1月25日(木)
2月26日(月)	2月21日(水)
休日開設日	予約期限
1月14日(日)	1月11日(木)
3月10日(日)	3月7日(木)

開設時間	夜間窓口	午後5時15分～午後7時30分
	休日窓口	午前9時00分～午後1時00分

※役場窓口では12月29日(金)～1月8日(月)までマイナンバーカードに係る手続きはできません。

※2月の休日窓口、3月の夜間窓口の開設はありません。

※開設日は、都合により変更となる場合があります。

- ・夜間・休日窓口の受付は完全予約制です。
- ・予約がない方の手続きはお受けできませんので必ず事前にご予約ください。
- ・予約の申込がない日は夜間・休日窓口の開設を行いません。
- ・余裕をもって早めにお申し込みください。
- ・再交付(紛失等)の受け取りはできません。
- ・マイナンバーカードに係る手続き以外の業務は行いません。

マイナンバーカードの受け取りを忘れていませんか

「マイナンバーカードの申請はしたのに、まだ受け取っていない」という方はいませんか？

あなたのマイナンバーカードを町でお預かりしたままかもしれません。交付通知書(はがき)を紛失した場合や、はがきに記載してある受取期限を過ぎている場合も、マイナンバーカードは保管していますので受け取ることができます。

受け取りは原則ご本人がお越しくください。(本人確認書類等が必要となります)

代理での受け取りをご希望の方は事前に役場住民生活課までお問い合わせください。

☎ 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182



放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

令和6年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおりに募集します。
 申請書は各放課後児童クラブ、役場子育て健康課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にありますので、必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

利用対象児童	就労等により昼間に保護者が不在となる世帯で、日高町内の小学校に通っている児童			
実施施設 ・ 定員	名 称	開設場所	定 員	
	とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50人	
	もんべつ児童館児童クラブ	字緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40人	
	厚賀すずらん保育所児童クラブ	字厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20人	
		日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20人
開設日 ・ 開設時間	月曜日から金曜日	下校時から午後5時45分まで		
	土曜日・休校日・春夏冬休み期間中	午前8時から午後5時45分まで		
	※1 厚賀すずらん保育所児童クラブは、土曜日は午後から利用できません。 ※2 日高児童仲良しクラブは、土曜日は利用できません。 ※3 学校が学級閉鎖、学年閉鎖の時は利用できません。 ※4 災害等による臨時休校日は利用できません。 ※5 降所時は保護者の方の迎えが必要です。			
休止日	日曜日、祝日及び年末年始等開設場所の施設が閉館している日			
利用料	利用料は無料ですが、工作等に要する材料費等について、利用者の負担となる場合があります。			
募集期間	令和6年1月15日（月）から令和6年2月16日（金） ※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからの申し込みは原則お受けできませんのでご注意ください。			
提出先	各放課後児童クラブ、役場子育て健康課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所			
利用可否の決定	令和6年3月中旬頃に個別に通知書を送付します。			
その他	現在利用している場合であっても、年度ごとの申請のため新年度の利用には再度申請が必要となります。 利用申込みが各施設の定員を超えた場合、安全上の理由等により利用調整をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。			

🗨 役場子育て健康課 子育て支援グループ ☎ 01456-2-6183
 総合支所地域住民課 福祉・保険グループ ☎ 01457-6-3173